

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	健康福祉部	放射線健康管理課
報告書ページ	32ページ 5(4)		区分	指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>電子式個人線量計の削減</p> <p>現在、当施設では放射線健康管理課所有の電子式個人線量計 500 台を管理している。このうち 310 台は機器調整中で使用されておらず、残りは市民へ貸出中が 3 台、各支所や保育所への貸し出し中が 187 台とのことである。</p> <p>現状では 500 台すべてについて個別に備品 No を付して 1 台毎の入出庫管理を行っている。しかし、原発事故から既に 8 年以上経過し、福島市内の除染作業は完了しており、直近の入出庫台帳の払出状況からする個人線量計の必要性は低下していると思われる。今後は利用状況を確認して管理コストと利用頻度を勘案し、稼働率に見合う保有台数への削減を検討することが望ましい。</p>			
講じた措置の内容	<p>当課にて保有している個人線量計の耐用年数は 5 年間であります。購入から 8 年が経過しており、線量計の液晶が見えなくなっているものが出てきております。各支所や保育所への貸し出しもあること、耐用年数が過ぎており機器の故障が発生する可能性もあるため、まずは使用不可となった 313 台を令和 2 年 11 月 16 日付で処分し、187 台を残しました。</p> <p>今後も、稼働率に見合う保有台数への調整を計画的に行ってまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	環境部	ごみ減量推進課
報告書ページ	50ページ 1(2)		区分	○ 指摘 意見
指摘等の内容	<p>建物の取得年月日</p> <p>建物の完成は昭和 37 年 3 月 18 日であり、事業供用日は同年の 4 月 1 日であるが、固定資産台帳上の取得年月は昭和 48 年 8 月 13 日と登録されている。公有財産台帳等により取得年月について調査し、正しい取得年月を以て固定資産台帳上の取得年月を登録すべきである。</p>			
講じた措置の内容	<p>固定資産台帳に正しい情報が登録されていないものについては、衛生処理場にある複数の建物が 1 つの建物として固定資産台帳に登録されていたものです。</p> <p>令和 2 年 8 月末時点で、建物別の情報で固定資産台帳への再登録が完了いたしました。</p> <p>今後は訂正や遺漏がないよう、適正に固定資産台帳を整備してまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	教育委員会	教育施設管理課
報告書ページ	79ページ	4(4)①	区分	○ 指摘 意見
指摘等の内容	<p>取得価額とすべき設計費用の計上漏れ</p> <p>信陵中学校北校舎は 27,237,000 円、信陵中学校南校舎の耐震補強工事は 10,800,000 円、それぞれ本体工事とは別に設計費用の支払が行われているが、いずれも固定資産台帳の建物の取得価額に含まれていない。しかし、建物の設計費用は建物の建設のための付随費用であり、取得価額に加算すべきものである。なお、「福島市固定資産台帳整備マニュアル（以下、「整備マニュアル」という。）」の「2.3.2 建物」において、新規事業に係る施設工事の測量・設計費等は取得価額に整理する旨が記載されている。</p> <p>なお、信陵中学校北校舎の工事は平成 28 年度中に完成したため、2017 年 3 月（平成 29 年 3 月）の取得とされており、固定資産台帳の作成開始時である平成 29 年 3 月末時点で存在していたものである。このため、開始時に保有する既設建物の特例により、工事費以外が含まれなくても整備マニュアルに準拠しているという整理もありうる。しかしながら、固定資産台帳の整備作業を行っていた平成 28 年度に取得した資産は、設計費の金額も容易に把握できることから、原則通り取得価額に含めるべきものと考えらる。</p>			
講じた措置の内容	<p>指摘された内容については、令和 2 年 12 月 4 日に入力作業を終えたところであります。</p> <p>今後においては、工事完成後、工事毎に入力を実施していくように係内では是正、慣例化していくようにいたします。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	教育委員会	教育施設管理課
報告書ページ	79ページ	4(4)②	区分	○ 指摘 意見
指摘等の内容	<p>電気設備工事、給排水設備工事の区分計上</p> <p>信陵中学校北校舎、西信中学校ともに、電気設備や給排水設備工事等の支出が建物本体の取得価額に含めて記載されている。これらは建物附属施設として建物本体と区分して固定資産台帳に計上すべきである。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>指摘された内容については、令和2年12月4日に入力作業を終えたところであります。</p> <p>今後においては、工事完成後、工事毎に入力を実施していくように係内で是正、慣例化していくようにいたします。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	都市政策部	公園緑地課
報告書ページ	113ページ	4(1)	区分	○ 指摘 意見
指摘等の内容	<p>都市公園法に基づく都市公園台帳の整備</p> <p>都市公園については、都市公園法第17条において「都市公園台帳」の作成・保管が求められている。具体的には、都市公園法施行令第10条に都市公園台帳への記載事項が定められており、同施行令第10条第2項第6号に、公園施設として設けられる建築物（仮設公園施設を除く。次号において同じ。）及びその他の主要な公園施設についての次に掲げる事項を記載することが求められている。</p> <p>イ 種類及び名称 ロ 工作物であるものについては、その構造 ハ 建築物であるものについては、その建築面積 ニ 運動施設については、その敷地面積</p> <p>福島市では東日本大震災後の平成23年度以後、屋外遊具の設備更新が計画的に行われている。このうち特に予算額が大きかった平成25年度及び26年度の遊具更新工事のうち、以下の4つの公園について、都市公園台帳への記載状況を確認した。</p> <p>平成25年度整備：森合緑地公園5基、弥生公園5基 平成26年度整備：しのぶ台第2公園4基、弁天山公園5基</p> <p>その結果、個々の遊具施設との対応関係は判明しなかったが、それぞれの公園の公園台帳の「施設調書」において、平成25年以後の調査での遊具施設の追記は行われていた。しかし、その記載ぶりには精粗の差があり、特に工作物について記載が求められている構造が記載されていないものが散見された。木製遊具か金属製遊具であるか等の情報は、遊具施設の維持管理のためにも重要であるため、記載漏れがないようにすべきである。</p> <p>また、森合緑地のように製造先の記載があれば、その後のメンテナンス作業にも有用な情報となるので、記載することが望ましい。</p>			
講じた措置の内容	<p>公園台帳の施設調書について、構造等記載漏れがあった部分については、調査の上、令和2年11月16日に記載いたしました。</p> <p>今後は、登録時にチェック体制を強化し、再発防止に努めます。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和元年度	対象部局等	都市政策部	公園緑地課
報告書ページ	116 ページ 4 (3)	区 分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>公園施設の固定資産台帳への記載</p> <p>平成28、29 年度に取得した遊具施設の固定資産台帳への記載内容を確認したところ、台帳には遊具の種類や数が記載されていなかった。安全管理を含む今後の維持管理のために、公園毎にどの施設が何台設置されたかがわかるように、区分して台帳に登録記載すべきである。（要約）</p>			
講じた措置の内容	<p>固定資産台帳に公園毎の施設を区分して令和 2 年 11 月 16 日に再登録いたしました。</p> <p>各台帳の紐づけにつきましても、都市公園台帳へ固定資産台帳のデータを令和 2 年 11 月 16 日に取り込みいたしました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。